

久喜市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



久喜市パートナーシップ宣誓制度とは

性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざす本市において、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したカップルが、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。

久喜市

目 次

- 1 パートナーシップ宣誓制度の目的…………… P 1
- 2 宣誓を行うことができる方…………… P 1
- 3 宣誓の流れ…………… P 2
- 4 宣誓に必要な書類…………… P 3
- 5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付…………… P 4
- 6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付…………… P 5
- 7 届出事項の変更…………… P 5
- 8 パートナーシップ宣誓証明書等の返還…………… P 5
- 9 その他 相談窓口…………… P 5
- 10 Q & A…………… P 6
- 11 宣誓した方などが利用できる行政サービス…………… P 9

事前予約・受付手続窓口

久喜市 総務部 人権推進課

- 住 所 〒346-8501
久喜市下早見85-3
- 電 話 0480-22-1111
- FAX 0480-22-3319
- メール jinken@city.kuki.lg.jp



1 パートナーシップ宣誓制度の目的

久喜市では、「久喜市人権施策推進指針」を策定し、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会の実現をめざして、時代に即した様々な人権課題に取り組んでいます。

現在、社会全体において、性の多様性を認め、すべての人々の人権を尊重し、差別や偏見をなくすための取り組みが進められています。久喜市でも、性の多様性を尊重し、^{※1}性的少数者の生きづらさの解消につなげるための取り組みとして、令和3年10月1日より「久喜市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、現在の法律の影響を受けるものではなく、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。

市では、パートナーシップ宣誓書に必要書類を添えて提出されたカップルに、宣誓した事実を証明する宣誓証明書等を交付し、宣誓したカップルのパートナーシップ関係という事実を尊重し、二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進につなげます。

※¹性的少数者とは、性的指向の対象が異性のみではない方及び性自認が出生時の性と異なる方をいいます。

2 宣誓を行うことができる方

双方または一方が性的少数者であるカップルが、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。(満20歳以上の方)
(民法の改正により、令和4年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です)
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ◆双方が市内に住所を有している。
 - ◆一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ◆双方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)又は他のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう)でないこと(宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く)。

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓の流れ

受付場所 久喜市人権推進課
受付時間 平日8時30分～17時15分

宣誓日時の相談

※宣誓日の1ヶ月前から受付可

市ホームページからの電子申請・電話・メール・FAXなどで宣誓日時を予約してください。※事前に要件の確認をいたします。

- ◎余裕を持った日にちで予約してください。
- ◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。(戸籍抄本の取り寄せなど)

予約フォーム



https://s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25814

※久喜市ホームページの「パートナーシップ宣誓制度」のページからもアクセスできます。

宣 誓

予約した日時にパートナーの2人で人権推進課(本庁舎4階)にお越しください。

本人確認書類を提示の上、必要書類(3頁参照)を提出してください。

書類提出の際に、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しします。

◎書類に不備や不足がある場合は、受付することができませんので、ご注意ください。

証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を人権推進課で交付します。

交付の際は「パートナーシップ宣誓受付票」をご持参ください。

(交付には1週間～10日程度を要します。郵送を希望する方は、別途ご相談ください)

戸籍上の氏名と併せて、通称(氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているもの)を使用することができます。詳しくは、3ページをご覧ください。

また、本制度をより良いものにするため、証明書等の交付の際に、アンケート等のご協力をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

お二人それぞれが署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、ご本人立会いのもとで代筆も可能です)

なお、宣誓において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご確認ください。

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

<久喜市の住民の方>

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください(同一世帯の場合は1通)。

※(2)において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

<転入予定の方>

宣誓時の提出は不要です。(4)をご確認ください。

(4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

久喜市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また、転入後、「パートナーシップ宣誓事項変更届」と住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください(宣誓後1か月以内、(2)において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、(3)は省略可)。

(5) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること)を添えて提出してください。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料を添付してください。

(7) 本人確認書類

次のいずれかを提示してください。本人確認書類がない方は、別途ご相談ください。

■1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

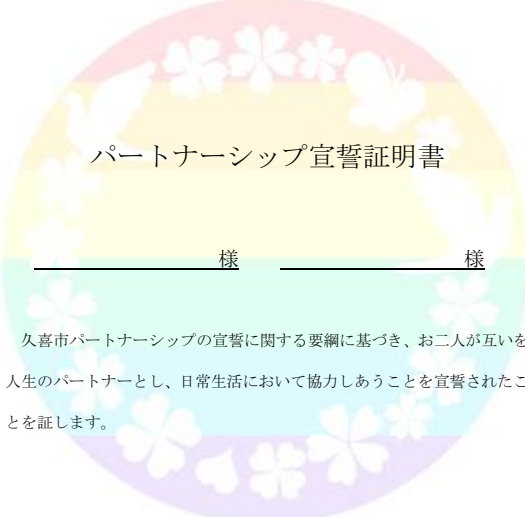
5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」1枚と「パートナーシップ宣誓証明カード」2枚を交付します。(宣誓後、1週間程度を要します)

パートナーシップ宣誓証明書 (A4サイズ)

久喜市啓発ロゴマーク

第 号




パートナーシップ宣誓証明書

様 様

久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証します。

年 月 日



久喜市長

印



■デザインモチーフ

ハート ・ はと ・ 四つ葉のクローバー ・ さくら(花) ・ 蝶


ハート	愛 おもいやり 優しさ 理解
はと	平和 羽ばたく
四つ葉のクローバー	希望 誠実 愛情 幸運を象徴
さくら(花)	優しさ 美
蝶	美しさ 喜び 希望 飛び立つ NextStage
レインボーカラー	LGBT のイメージカラー

パートナーシップ宣誓証明カード ◆寸法 縦54ミリメートル、横86ミリメートル

(表面)

(裏面)

第 号




パートナーシップ宣誓証明カード

様 様

年 月 日生 年 月 日生

久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを証します。

宣誓日 年 月 日



久喜市長

印

この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを久喜市が証するものです。

この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

様 様

年 月 日生 年 月 日生

特記事項

6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書の紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり、併せて再交付も申請してください。

8 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出したときは、証明書等を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

9 その他 相談窓口

パートナーシップ宣誓制度やその他ご不明な点がございましたら、人権推進課までご相談ください。

久喜市役所 総務部 人権推進課（年未年始を除く平日8:30~17:15）

☎ 0480-22-1111

☎ 0480-22-3319

✉ jinken@city.kuki.lg.jp

性的指向や性自認などの悩みやLGBTに関する法律問題については、下記相談窓口でもご相談できます。ご相談は無料です。

<よりそいホットライン> 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

（24時間無休、性的指向や性自認に関する相談は、ガイダンスにそって#4を押してください）

☎ 0120-279-338（フリーダイヤル）

☎ 0120-773-776（通話による聞き取りが難しい方）

<セクシュアル・マイノリティ電話法律相談> 東京弁護士会

（毎月第2・第4木曜日 17:00~19:00 ※祝祭日の場合は翌金曜日）

☎ 03-3581-5515

10 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、久喜市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、二人のパートナーシップ関係という事実を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、多様な性のあり方についての社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

また、宣誓した二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減につながります。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約を結ぶ方法などがあります。手続きには費用が発生します。

公正証書について、詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A5 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A6 久喜市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、久喜市役所人権推進課でもお渡ししています。

Q7 証明書は即日発行されますか？

A7 即日発行はできません。宣誓後、1週間程度で人権推進課で交付いたします。郵送を希望する場合は、別途ご相談ください。

Q8 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A8 婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等、そのあり方は様々です。また、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が市内に在住（在住予定）し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓していただけます。

Q9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A9 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓していただけます。

Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A10 外国籍の方も、市民または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q11 通称は使用できますか？

A11 交付するパートナーシップ宣誓証明書に記載する氏名について、通称と戸籍上の氏名のいずれかを選択できます。また、交付するパートナーシップ宣誓証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

通称を使用する場合、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に、戸籍上の氏名と通称をご記入ください。また、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかな資料）を宣誓時に提示してください。

Q12 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？

A12 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q13 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？

A13 パートナーシップ宣誓証明書の提示等により、手続きが可能な行政サービスがあります。詳しくはP 9「11 宣誓した方などが利用できる行政サービス」をご確認ください。

Q14 宣誓することで、受けられる民間サービスはどのようなものがありますか？

A14 民間事業者の一部では、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン
の手続きの簡略化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の
条件が異なることもありますので、詳しくは事業者へおたずねください。

今後、様々なサービスが広がるよう民間事業者に対して、パートナーシップ宣誓証
明書等の利用等について周知啓発を進めていきます。

Q15 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A15 代理の宣誓はできません。宣誓者のお二人が揃って人権推進課にお越しください。

Q16 久喜市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A16 双方又は一方が久喜市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パ
ートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と
「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

Q17 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A17 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返
還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カー
ド」を返還してください。

Q18 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A18 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。プライバシ
ーに配慮し、個室で対応することもできますので、事前にご相談ください。

11 宣誓した方などが利用できる行政サービス

令和3年9月1日時点での情報です。

今後、新たに制度やサービスが追加された際は、この一覧表を随時更新し、ホームページに掲載いたしますので、最新の情報はホームページでご確認ください。

(1) パートナーシップを宣誓したカップルが受けることのできる既存の制度や行政サービス

所管	制度・サービス	内容	宣誓証明書の提示
市民税課	原動機付き自転車等の登録・廃車	同居の場合、パートナーを同居の親族として、原付登録・廃車申請が可能	必要
市民生活課	犯罪被害者等支援見舞金	パートナーを犯罪被害者の配偶者として、遺族見舞金申請が可能	必要
高齢者福祉課	寝具乾燥消毒等事業	パートナーを事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業	介護者等であるパートナーの場合、事業利用申請が可能	必要
	配食サービス事業	パートナーを事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	訪問理容サービス事業	パートナーを事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	緊急時通報システム事業	パートナーを事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
健康医療課	新型コロナウイルス感染症検査費助成金	パートナーを事業対象者の親族として、検査に係る助成金申請が可能（保健所や医師の判断による検査が対象）	必要
人事課	久喜市職員に対する特別休暇（結婚休暇等）	パートナーを配偶者に準ずる者とし、結婚休暇等の特別休暇を適用する	不要

(2) パートナーシップの宣誓に関係なく、要件により受けることのできる既存の制度や行政サービス

所管	制度・サービス	内容
市民課 (総合窓口)	住民票の交付	同一世帯員の住民票の写しの交付が可能
国民健康保険課	国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者証の再交付	本人確認書類があれば同一世帯員の被保険者証再交付が可能
	国民健康保険及び後期高齢者医療限度額適用認定証の交付	本人確認書類があれば同一世帯員の認定証の交付が可能
	人間ドック・脳ドックの健診費用助成の申請	国民健康保険か後期高齢者医療保険の被保険者である同一世帯員のドック費用助成申請が可能
	保養施設の利用助成の申請	国民健康保険か後期高齢者医療保険の被保険者である同一世帯員の保養施設利用助成申請が可能
	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料納付額の証明	本人確認書類があれば同一世帯員の納付額証明の取得が可能
社会福祉課	久喜市災害見舞金	葬祭を行う者であれば災害による死亡に係る見舞金の支給申請が可能
高齢者福祉課	偕楽荘ショートステイ事業	養護者であれば利用登録申請が可能
子ども未来課	パパ・ママ応援ショップ優待カードの交付	対象児童と同一世帯であれば交付可能

(3) その他

所管	制度・サービス	内容
障がい者福祉課	障がい福祉サービス全般	申請者本人が来庁できない場合、申請者本人の署名により手続きが可能
介護保険課	介護認定申請、被保険者証の再交付等	申請者本人が来庁できない場合、申請者本人の署名や、再交付証書等の郵送など一定の要件を満たせば手続きが可能

久喜市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き
(第1版)

令和3年9月発行

久喜市 総務部 人権推進課

TEL 0480-22-1111

FAX 0480-22-3319

メール jinken@city.kuki.lg.jp

